

日野市生活・保健センター外壁改修工事

図面番号	図面名	縮尺
A-01	特記仕様書(1)	-
A-02	特記仕様書(2)	-
A-03	案内図・配置図・仕上表	1/250、1/2500
A-04	1階平面図(改修)	1/100
A-05	2階平面図(改修)	1/100
A-06	3階平面図(改修)	1/100
A-07	4階平面図(改修)	1/100
A-08	P.H階平面図(改修)	1/100
A-09	東側立面図(改修)	1/100
A-10	西側立面図(改修)	1/100
A-11	南側立面図(改修)	1/100
A-12	北側立面図(改修)	1/100
A-13	仮設計画図(参考)	1/200

第1編 共通事項

- ### 第1章 工事概要
- 1.1 工事件名 日野市生活・保健センター外壁改修工事
- 1.2 工事場所 東京都日野市日野本町一丁目6番地の2
- 1.4 工事規模
- | | |
|------|---------------------------------|
| 建物名称 | 日野市生活・保健センター |
| 構造規模 | 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
地上4階・地下1階建て |
- 1.5 工事期間
概成期間 契約の翌日から令和7年1月31日まで
完成期間 契約の翌日から令和7年1月24日まで
- 1.6 工事内容
- (1) 外壁改修工事
ア. クラック、コンクリート爆裂部、タイル剥離等の外壁施工数量調査及び補修工事
イ. 外壁塗装部（塔屋等）全面塗装塗替工事
- (2) 防水改修工事
ア. 外壁コンクリート・タイル・アルミパネル目地シーリング打替え工事
イ. PH階及び1階屋根・バルコニー・庇 防水改修工事
- 1.7 工事の特性
- 工事に先立ち下記事項に十分留意し、工程計画及び市民・職員への工事期間の安全等の確保をする事。
- ・工事前に市民・職員の安全な生活動線を確保する計画をし、目立つ場所に掲示すること。
 - ・騒音及び振動の発生する工事は直近住民等に工事時間等の周知を行うこと。
 - ・備品等の移動が発生した場合は協力し、監督員と協議の上、養生、保管場所、保管中の管理体制等の計画書を作成する。
 - ・工事期間中の備品等の保管は、損傷等発生しないよう養生を行い、工事終了後は元の位置に移動すること。

第2章 一般事項

- 2.1 適用範囲
- (1)本特記仕様書では、「最新版 東京都建築工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (2)本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項で(3)本特記仕様書に記載している次のアからウまでのガイドライン及び要領における、「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。
- ア 東京都建設リサイクルガイドライン
イ 東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）
ウ 財務局工事記録写真撮影要領
- (4)本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。
- 2.2 特許権等の調査について
本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。
- 2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等
- (1)労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
- (2)(1)の指名に基づき、労働安全衛生法第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
- ア 統括安全衛生責任者
イ 元方安全衛生管理者
ウ 店社安全衛生管理者
- 2.4 かし等調査への立会い
工事的目的の引渡し日から一年以内（又は二年以内）に、かし等調査（工事請負契約書第41条第1項のかし及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。
- 2.5 工事の入札等について
入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2.6 情報セキュリティポリシーの遵守
- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破壊等を防止するための適切な措置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の情報管理体制も整備すること。
- 2.7 環境負荷低減の取組みについて
1. 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。
一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。
このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
2. 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

- 2.8 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務
本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条件(令和2年4月施工)」に基づき、次の事項に留意すること。
- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別的な事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。
なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。
- 2.9 内部通報制度
- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
- 2.10 環境により負荷の小さい自動車利用
本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
 - なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- 2.11 排出ガス対策型建設機械の使用について
次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械とし、対象機種エンジンの出力は7.5～260kWとする。
- (1) バックホウ
(2) トラクタショベル（車輪式）
(3) フルドーザ
(4) 発動発電機（可搬式、溶接兼用機を含む）
(5) 空気圧縮機（可搬式）
(6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したものを）
(7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
(8) ローラー類（ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）
- 次の建設機械は、低騒音・低振動型建設機械とする。
- (1) 発動発電機、削岩機械類
(2) 空気圧縮機類
(3) せん孔機械類
(4) 掘削機械類
(5) 締め固め機械類
(6) コンクリート機械、コンクリートはつり機類
(7) 荷役機械類
(8) 舗装用機械類
- 2.12 分離発注について
・本節に該当する事項はない。
- 2.13 注意事項
- (1) 受注者は、工事着手前に監督員及び施設管理者と工程・作業内容・作業時間・工事関係車両の運行等について十分な打ち合わせを行わなければならない。
- (2) 施工に際しては、歩行人及び近隣住民等の安全確保に十分注意すること。
- (3) 既存施設を破壊した場合は、受注業者の責任において復旧すること。
- (4) 工事に使用する材料等は、搬入の都度、その規格及び数量等搬入検査を行い、報告すること。
- (5) 施工記録写真は「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によること。
施工記録写真は、その工程、工程等の段階ごとの状況が、明確に判断できるように撮影編集することし、小黑板を提示し、工事件名、工程工程、日付等を明示する。
- (6) 工事写真の撮影に際しては、撮影計画書を提出し、監督員の承認を得ること。
- (7) 使用材料は事前に、カタログ・見本等を市監督員に提出し承諾を得なければならない。
- (8) 工事に使用する資機材・材料は施設内に放置してはならない。
- 2.14 支払
- (1) 工事請負契約書第37条に定める部分払の方法は、次による。
- ・ 段階別部分払（支払回数は、 回以内とする。）
 - ・ 特例工事部分払（支払回数は、 回以内とする。）
- 部分払については、行わない。
- 2.15 工事の施工に伴う光熱費の支払い
ア 本工事で使用する電源及び水は発注者負担とする。
- 2.16 保険加入及び事故の補償
本工事において、受注者は法定外の保険(*)に付さなければならない。また、該当保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。
(*)法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

- 標準仕様書「1.1.19保険加入及び事故の補償(5)及び(7)」の表記は、次の様に読み替える。
- (5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1ヵ月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出する。
- (7) 発注者から共済証書の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証書の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係書類を提出する。

第2編 工種別事項

第1章 総則

第1節 一般事項

- 1.1.7 工事実績情報の登録
契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。
ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律第一項に定める行政機関の休日は含まない。及び登録
- 【登録先】〒107-8416 東京都港区赤坂七丁目10番20号アカサカセンプラスアヴェニュービル
一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985
HP <http://ot.jacic.or.jp/> E-mail ct7h@jacic.or.jp

- 1.1.11 施工体系図等
「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の定めるところにより、工事現場に備えるとともに、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、その契約金にかかわらず、全ての工事において、施工体制台帳及び施工体系図を整備する。また、施工体制台帳及び再下請負通知書の様式は、記載事項に外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の有無等が追加されたものを使用する。
- (1) 施工体制台帳（下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次請負以下も同様とする。）を作成し、工事現場に備えるとともに、作成した施工体制台帳の写しを監督員に提出する。
- (2) 各下請入の施工の分担関係を明示したせつこう体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、作成した施工体系図の写し及び掲示状況写真を監督員に提出する。
- (3) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じる。
- (4) 施工体制台帳及び施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

- 1.1.16 建設副産物の処理
- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。
- ア 建設副産物の処理
受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

- 受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効果的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。
なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。
- (ア) 工事概要等
工事件名、工事場所、現場代理人名、監督技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。
- (イ) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等
建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。
- (ウ) 建設副産物等の運搬・処理業者
運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。
- (エ) 現場での分別
工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法を記載する。
- (オ) 解体工事計画
建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

ウ 施工計画書の添付書類

- 受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。
- (ア) 再生資源利用計画書
受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成する。
- ①土砂を搬入する工事
②碎石を搬入する工事
③加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- (イ) 再生資源利用促進計画書
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する。
- ①建設発生土を搬出する工事
②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
- (ウ) 再生資源利用促進計画書の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）
(エ) 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を100m³以上搬出する場合）
受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。
- (オ) 汚染土壌の処理
受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例」に基づく届出書等の作成手引（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

エ 建設リサイクル法に係る手続

- 受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

オ 有害物質のチェック

- 受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

カ 工事情報の登録等

- 本工事は、COBRISの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、COBRIS若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。
（問合せ先）
一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター
（カスタマーセンター）
所在地〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセンプラスアヴェニュービル2階
電話03-3505-0416 FAX03-3505-0520
<https://www.recyclo.jacic.or.jp>
E-mail recyclo@jacic.or.jp

キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

- 関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

- 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。
- (ア) 再生資源利用実施書
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。
なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
①土砂を搬入する工事
②碎石を搬入する工事
③加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- (イ) 再生資源利用促進実施書
受注者はCOBRISに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。
なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。
①建設発生土を搬出する工事
②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
- (ウ) リサイクル阻害要因説明書

- 工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざるを得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。
- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
②建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
③土砂等の利用工事において購入材（新材）を使用する場合
④碎石の利用工事において新材を使用する場合（多摩地区における再生粒度調整碎石は除く）
⑤アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（N7（旧D）交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する）
⑥現場内で分別を行わない場合
- (エ) 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）

ケ マニフェスト等の提示

- (ア) マニフェストの提示
受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。
- (イ) 集計表の提出
受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。
- (ウ) リサイクル伝票の提示
受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写してもよい）を監督員に提示する。
その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）
- (エ) リサイクル証明書の提示
受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写してもよい）を監督員に提示する。

工 事 名	日野市生活・保健センター外壁改修工事				
図 番	A-01	図 名	特記仕様書（1）	縮 尺	-
作 成	年 月 日	設計・監理	日野市総務局建築営繕課		
訂 正	年 月 日				

第2節 工事関係図書

1.2.4 工事の記録等

- (1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」(東京都財務局)の最新版による。
また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
○ 作成する。
・ 作成しない。
写真帳の提出は、次による。
○ 提出する。
・ 提出しない。

1.2.5 環境への配慮

- (1) 工事(解体のみの工事は除く)の施工に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(グリーン購入法平成12年法律第100号)及び「東京都リサイクルガイドライン」に基づき策定された東京都環境物品等調達方針(公共工事)(東京都)により環境負荷を低減できる資料等を選定する。
「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。
http://www.toshisebi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/

ア 環境物品等は、次による。

- (7) 本工事で指定する環境物品等は、次による。
a 特別品目
・建設発生土類
・再生木質ボード類
・環境配慮型型枠
・再生クラッシュラン類
○低VOC塗料
・多層産材を用いた建築材料
・再生骨材を用いた均し(捨て)コンクリート等
・スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
b 特定調達品目
○建設機械
・製材等
・フローリング
・陶磁器質タイル
・ビニル系床材
c 調達推進品目
○特に無し

- (4) 受注者は、(7) b以外のもので、「特定調達品目のリスト」に示す環境物品等と本工事で使用する資材、建設機械、工法及び目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目を使用可能な場合は、監督員の承諾を受け、使用する。
(9) 受注者は、(7) c以外のもので、「調達推進品目の定義」に該当する環境物品等の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、それを使用することが出来る。

- (2) 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

- (4) 受注者は、環境物品等の調達が完了した時は、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。
なお、チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

- (2) 化学物質を放散させる建築材料
ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(7)から(1)までを満たすものとする。
(7) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量にういてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
(4) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(7) 接着剤に含まれる可塑材は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含まない難揮発生のものとする。
(2) 家具、書架、実験台その他の什器等はホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、又は発散が極めて少ない材料を使用する。
イ 設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次による。
規制対象外
(7) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
(4) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の7第4項に規定する国土交通省大臣認定品
(7) 次の表示のあるJAS規格品
a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b 接着剤等不使用
c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
d ホルムアルデヒドを放散しない材料使用
e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

- *化学物質の室内濃度測定
揮発性有機化合物の室内濃度測定は、次による。
○ 実施しない(屋外作業のみ)

(第2章以下各章で記述のないものは標準仕様書に準じる。)
第2章 仮設工事

第2節 縄張り、造方、仮囲い、足場等

- 2.2.4 仮囲い等
仮囲いについては、別途指示する位置に次のものを設置する。
・ 万能鋼板 H=3.0m
・ 波形鋼板 H=1.8m
○ パリケードフェンス、H=1.8m
仮囲い以外の指定する仮設は、次による。
○ 仮設計画図による

- 2.2.5 足場等
○ 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省 平成21年4月24日付発第0424001号)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
建地幅は、次による。
○ 0.9m

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

- 2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等
監督員事務所を設置は、次による。
○ 設置しない。
・ 設置する。

第5節 既存部分の養生

- 2.5.1 適用範囲
○ 標準仕様書による。
2.5.2 既存部分の養生
(1) 既存部分の養生は、次による。
○ ビニルシート等
(2) 固定された備品等の移動は、次による。
○ 行う(監督員との協議による)。
・ 行わない。

第2章 防水改修工事

第1節 一般事項

- 23.1.3 施工一般
(6) 降雨等に対する養生方法は、次による。
○ ビニルシート等
23.1.4 撤去及び下地処理工法の種類及び工程
(1) 防水改修の撤去及び下地処理工法の種類は、次による。

Table with 3 columns: 種別, 施工箇所, 備考. Rows include P1工法, P2工法, P0工法 (屋根), T1工法, M3工法, M4工法, S3工法, S4工法 (庇), L4工法 (バルコニー・RC庇).

- (2) シーリング改修の撤去及び下地処理の種類等は、次による。
Table with 3 columns: 種別, 施工箇所, 備考. Rows include シーリング充填工法, シーリング再充填工法, 拡幅シーリング再充填工法, ブリッジ工法.

第2節 既存防水層の処理

- 23.2.6 既存下地の補修及び処置
(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等は、次による。
○ 図面による。
(6) 設備機器架台、配管受部、貫通パイプ回り等の欠陥部及び防水層末端部の納まり部は、次による。
○ 図面による。

第6節 塗膜防水

- 23.6.3 防水層の種類及び工程
防水層の種類及び工程による種類等は、次による
Table with 4 columns: 防水層の種類, 種類, 使用箇所, 備考. Rows include アクリタンゴム系, ゴムアスファルト系.

第7節 シーリング

- 23.7.2 材料(9.6.2 材料)
(2) シーリング材の種類等は、次による
Table with 2 columns: シーリング材の種類, 使用箇所. Rows include PS-2, PU-2, MS-2, ゴムアスファルト系.

Table with 4 columns: 箇所, 幅(mm), 深さ(mm), 左記以外. Rows include シーリング材の目地寸法等, シーリング材の目地寸法等.

- 23.7.8 シーリング材の試験(9.6.5 シーリング材の試験)
(2) 接着性試験は、次による。
○ 簡易接着性試験
・ 引張接着性試験

第2章 外壁改修工事

第1節 一般事項

- 24.1.5 外壁改修工法の種類
外壁改修工法は、次による。

Table with 4 columns: 既存外壁仕上げ, 改修工法, 劣化/剝離/ひび割れ, 目地改修. Rows include コンクリート打放し, モルタル塗り, タイル張り, 目地改修.

- 24.1.6 外壁改修塗り仕上げの種類
外壁改修塗り仕上げは、次による。

Table with 4 columns: 既存外壁仕上げ, 劣化/剝離/ひび割れ, 全面(図面による), 改修工法. Rows include 薄付け仕上塗材塗り, 厚付け仕上塗材塗り, 複層仕上塗材塗り, 可とう形改修用仕上塗材塗り, 各種塗料塗り.

第2節 材料

- 24.2.2 工法別使用材料
(1) 樹脂注入工法に使用するエポキシ樹脂は、次による。
○ 低粘度形
・ 中粘度形
(10) 塗り仕上げ用材料
ア 仕上塗材の種類、呼び名、仕上げの形状等は、次による。

Table with 3 columns: 種類, 呼び名, 仕上げの形状等. Rows include 薄付け仕上塗材, 厚付け仕上塗材, 複層仕上塗材, 軽量骨材仕上塗材, 可とう形改修用仕上塗材.

第3節 コンクリート打放し仕上げ外壁の改修

- 24.3.4 樹脂注入工法
樹脂注入工法の種類等は、次による。
Table with 5 columns: 注入工法の種類, ひび割れ幅(mm), 注入口間隔(mm), 注入量(ml/mm), 備考. Rows include 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法, 手動式エポキシ樹脂注入工法, 機械式エポキシ樹脂注入工法.

第5節 タイル張り仕上げ外壁の改修

- タイル浮き部の改修工法は次による。
24.5.15 注入口付アンカービンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法

第6節 塗り仕上外壁等の改修

- ・下地処理は水洗い工法とする

第2章 塗装改修工事

第1節 一般事項

- 27.1.3 材料(18.1.3 材料)
(5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のものを使用することを原則とするほか、図面(仕上げ表等)による。
また、「1.4.1 環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。
ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。
イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。
塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

第2節 下地調整

- 27.2.1 一般事項
既存塗膜の除去範囲は次による。
○ 塗膜の劣化部分

- 27.2.3 鉄鋼面の下地調整
鉄鋼面の下地調整の種類等は、次による。
Table with 2 columns: 種別, 施工部位及び塗料の種類. Rows include RA種, RB種, RC種.

- 27.2.6 コンクリート面及びALCパネル面の下地調整
コンクリート及びALCパネル面の下地調整の種類等は、次による。
Table with 2 columns: 種別, 施工部位及び塗料の種類. Rows include RA種, RB種, RC種.

第3節 さび止め塗料塗り

- 27.3.3 さび止め塗料塗り
(1) 鉄鋼面さび止め塗料塗りの種類等は、次による。
Table with 2 columns: 種別, 使用箇所. Rows include A種, B種, C種.

第8節 耐候性塗料塗り(DP)

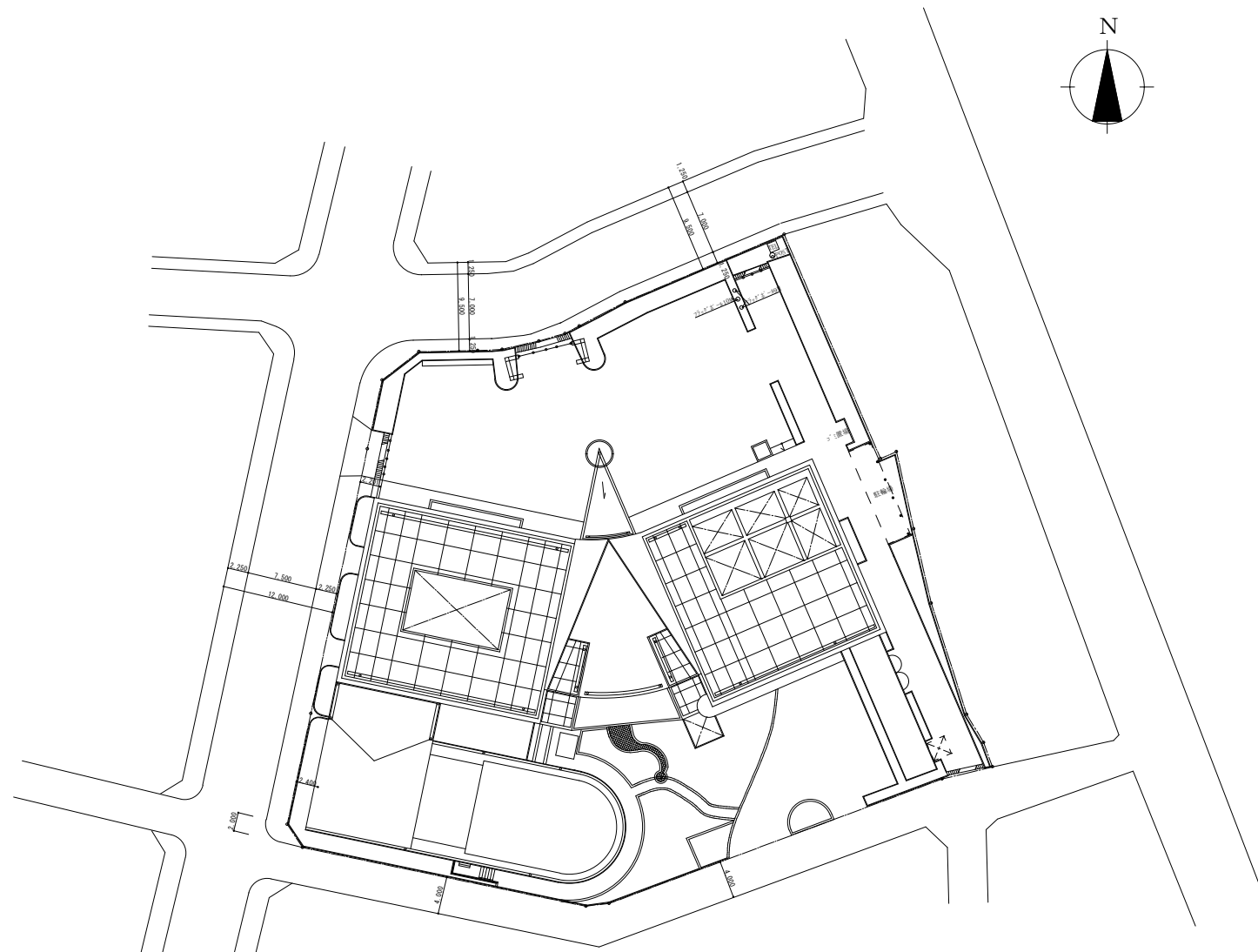
- 27.8.2 鉄鋼面の耐候性塗料塗り
(1) 鉄鋼面の耐候性塗料塗りの上塗り塗料の等級等は、次による。
Table with 3 columns: 種別, 等級, 使用箇所. Rows include A種, B種, C種.

Table with 4 columns: 工事名, 図番, 図名, 縮尺. Rows include 日野市生活・保健センター外壁改修工事, A-02, 特記仕様書(2), 設計・監理 日野市総務部建築営繕課.

生活・保健センター：日野市日野本町一丁目6番地の2



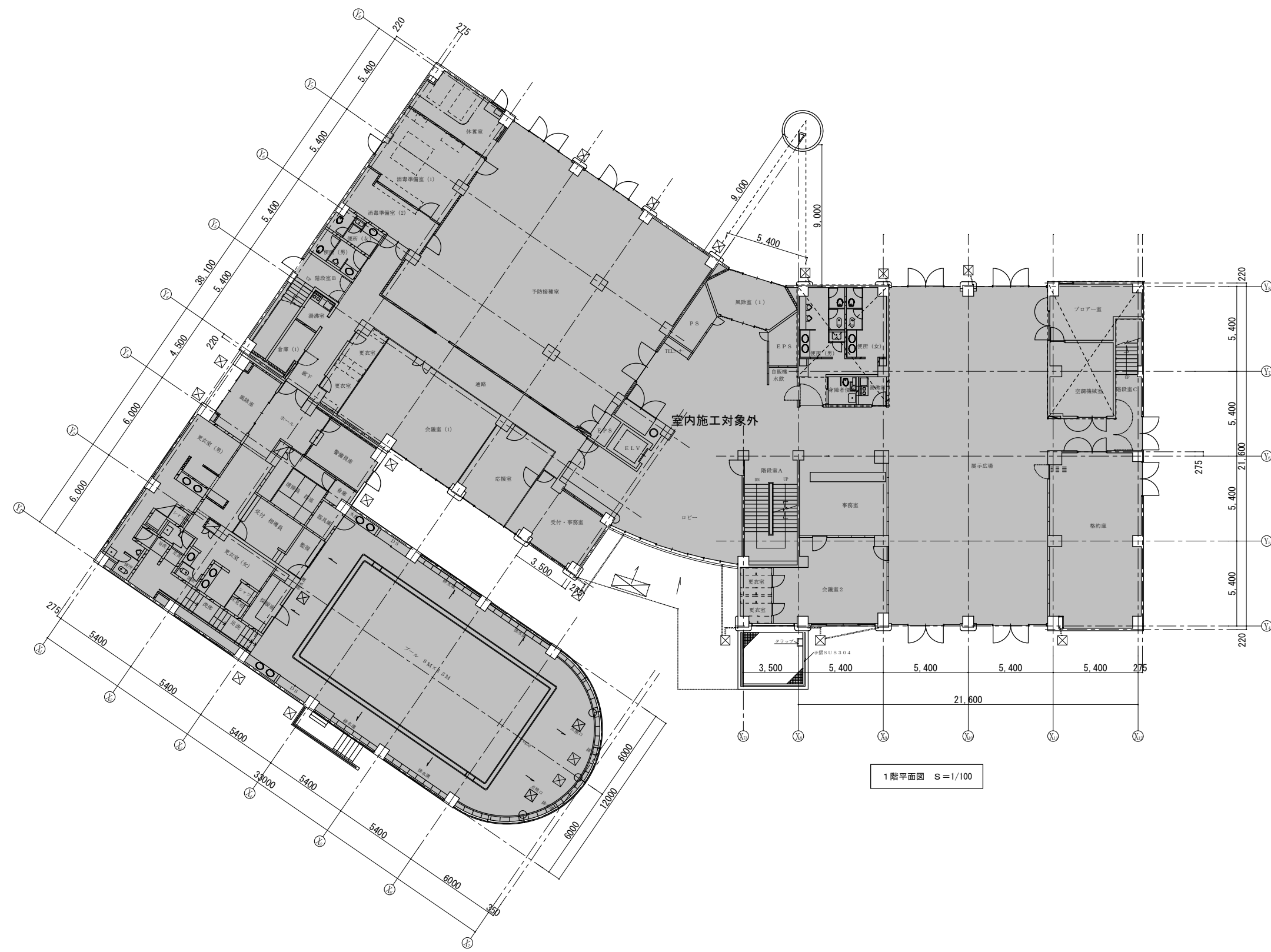
案内図 1/2500



配置図 1/250

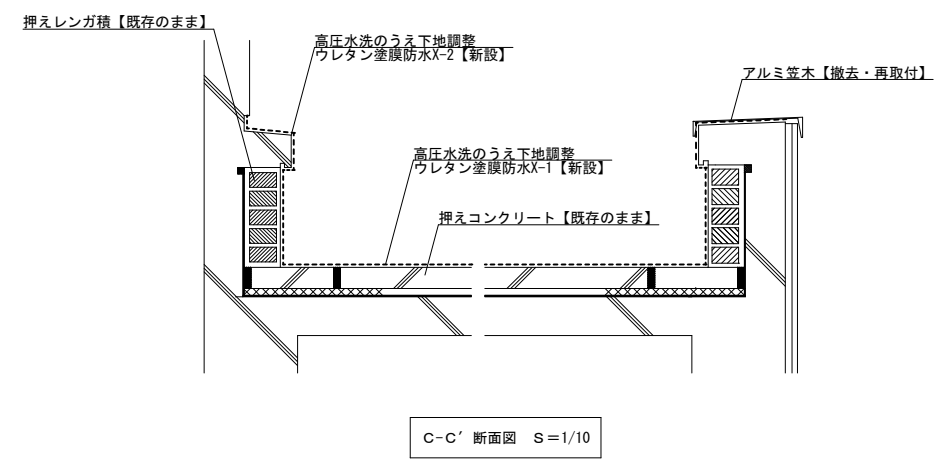
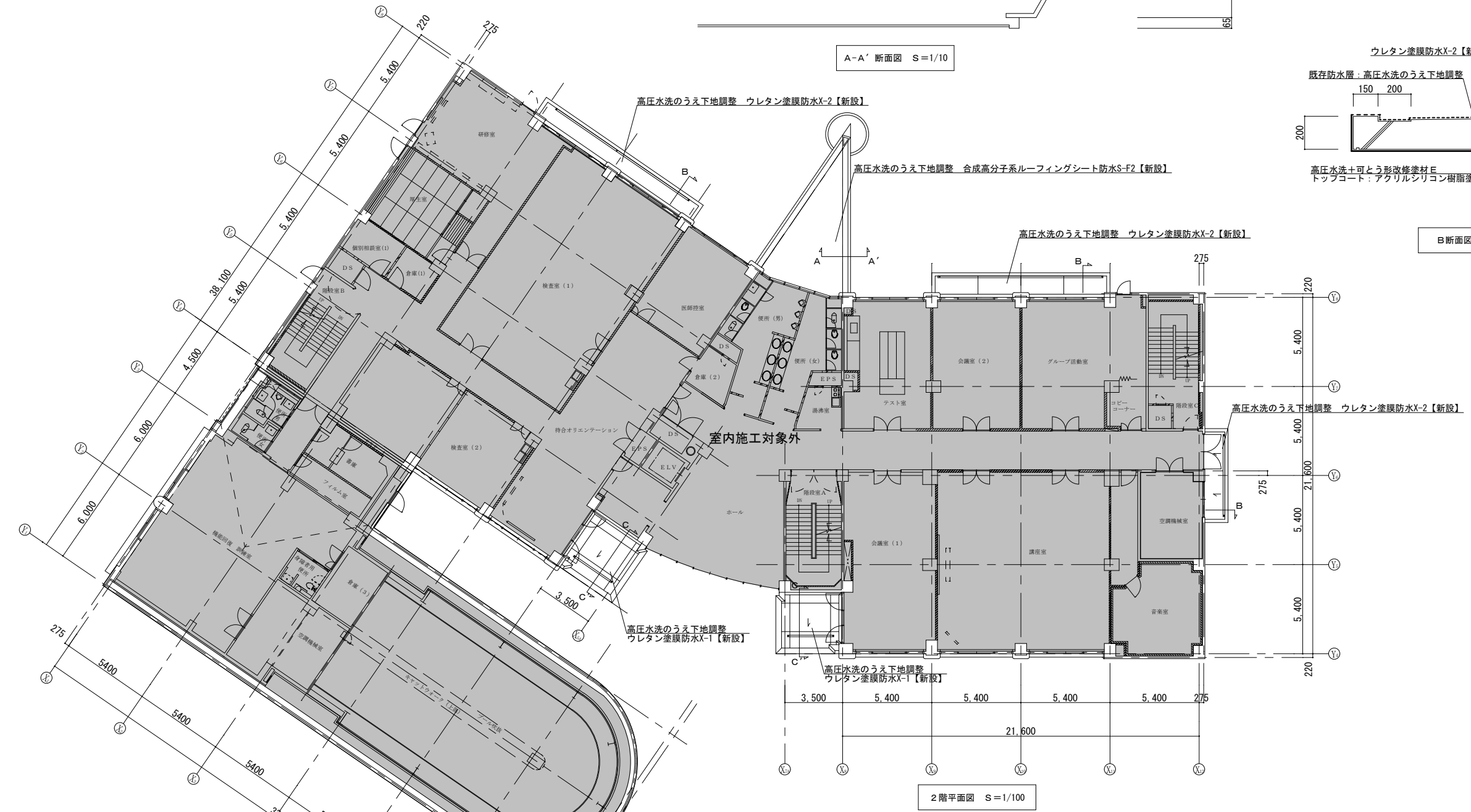
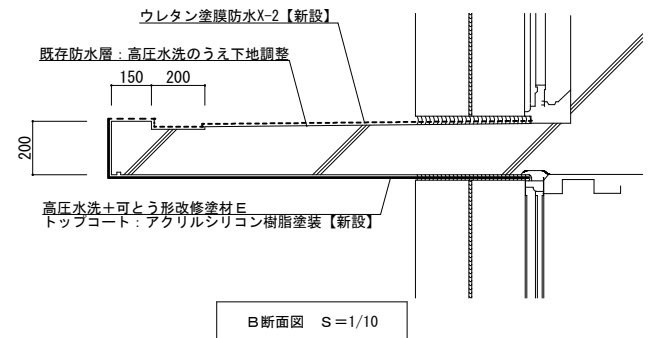
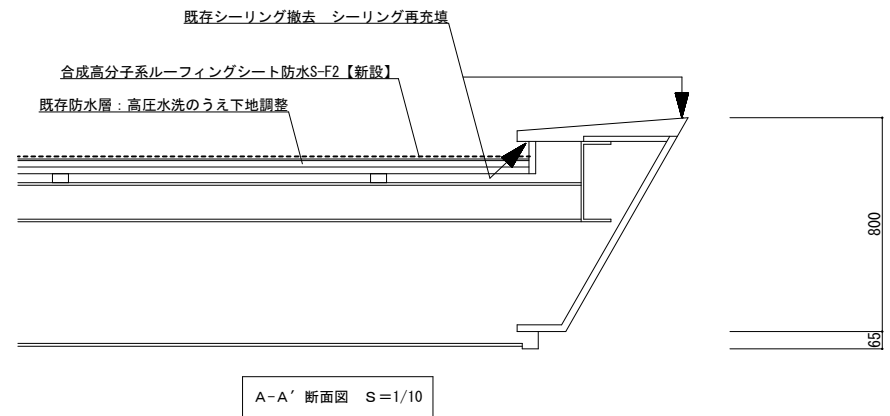
	改修前	改修後
外 壁	外壁：珪藻質タイル【既存のまま】 アルミパネル【既存のまま】 目地シーリング【撤去】 サッシシーリング【撤去】 塔屋外壁一部：タイル撤去のうえ塗装仕上	外壁：既存仕上げ高圧水洗工法（10MPa）、エアロエッセンス除去、施工数量調査、コンクリート爆裂部分等補修、浮きタイルにアンカーピンニングエポキシ樹脂注入【新設】、目地シーリング【新設】 目地：サッシシーリング【新設】 塔屋外壁一部：コンクリート爆裂部分等補修、可とう形改修塗材E トップコート：アクリルシリコン樹脂塗料【新設】
柱 型	アルミパネル【既存のまま】 目地シーリング【撤去】	アルミパネル【既存のまま】 目地シーリング【新設】
バルコニー	床：塗布防水【既存のまま】 立上り部：塗布防水【既存のまま】 手摺：外側 珪藻質タイル【既存のまま】 内側 吹付タイル【既存のまま】	床・立上り部：高圧水洗工法（10MPa）、ウレタン塗膜防水X-2【新設】 手摺（珪藻質タイル）：外壁と同様の高さ 手摺（吹付タイル）：既存仕上げ高圧水洗工法（10MPa）、施工数量調査、コンクリート爆裂部分等補修、クラック発生部にUカットシール材充填、浮き部にアンカーピンニングエポキシ樹脂注入（一般部16ピン/m程度・狭幅部200ピン/m）、防水型複層塗材E（枠ずみ ローラー）
屋 根	アスファルト防水、保護モルタル【既存のまま】 ウレタン塗膜防水X-1【改修済み】（屋上、階段室塔屋）	高圧水洗のうえ下地調整 ウレタン塗膜防水X-1【新設】（改修済み箇所除く）
その他	庇（エントランス）：屋根 シート防水【既存のまま】 目地シーリング【既存のまま】 庇（展示広場ほか）：上層 ウレタン塗膜防水【既存のまま】 上層 メタリック塗装【既存のまま】 パラベット：アルミ笠木【取外し】 立上り モルタル金ゴテ【既存のまま】 目地シーリング【撤去】	庇（エントランス）：屋根 既存仕上げ高圧水洗工法（10MPa）、浮き部分等補修、合成高分子系ルーフィングシート防水S-F2【新設】 目地シーリング【新設】 庇（展示広場ほか）：既存仕上げ高圧水洗工法（10MPa）、コンクリート爆裂部分等補修 上層：ウレタン塗膜防水X-2【新設】 上層：可とう形改修塗材E（トップコート：アクリルシリコン樹脂塗料）【新設】 パラベット：アルミ笠木【再取付】 立上り コンクリート爆裂部分等補修 目地シーリング【新設】

工 事 名	日野市生活・保健センター外壁改修工事		
図 番	A-03	図 名	案内図・配置図・仕上表
縮 尺	1/250、1/2500	作 成	設計・監理 日野市総務部建築営繕課
年 月 日		訂 正	
年 月 日			

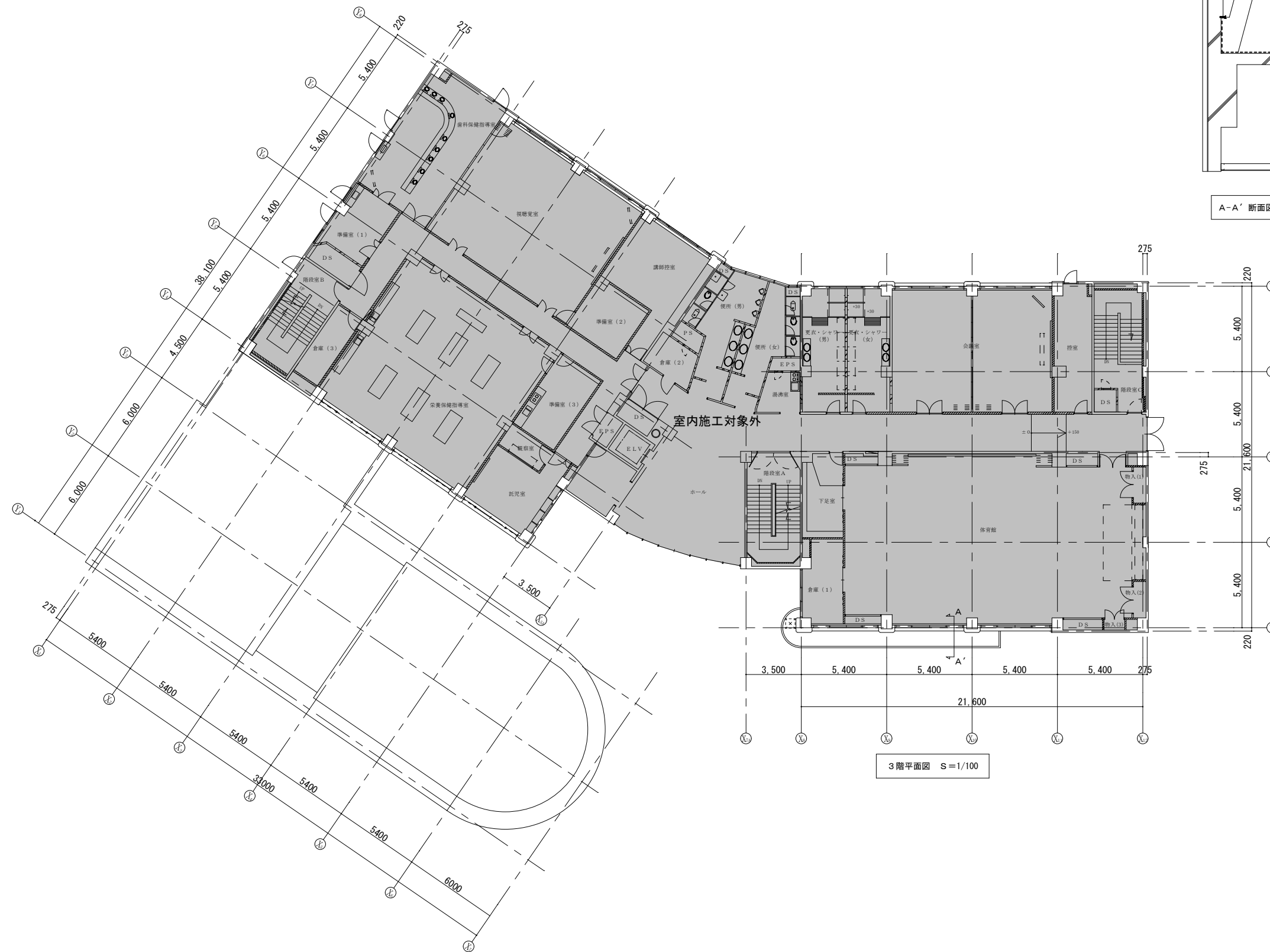


1階平面図 S=1/100

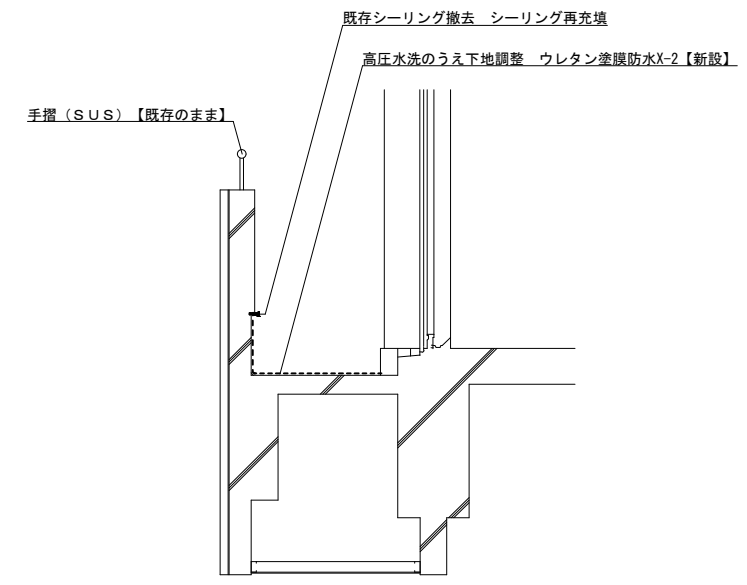
工事名	日野市生活・保健センター外壁改修工事				
図番	A-04	図名	1階平面図(改修)	縮尺	1/100
作成 年月日	設計・監理 日野市総務部建築管理課				
訂正 年月日					



工事名	日野市生活・保健センター外壁改修工事		
図番	A-05	図名	2階平面図(改修) 縮尺 1/100
作成	年月日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課
訂正	年月日		

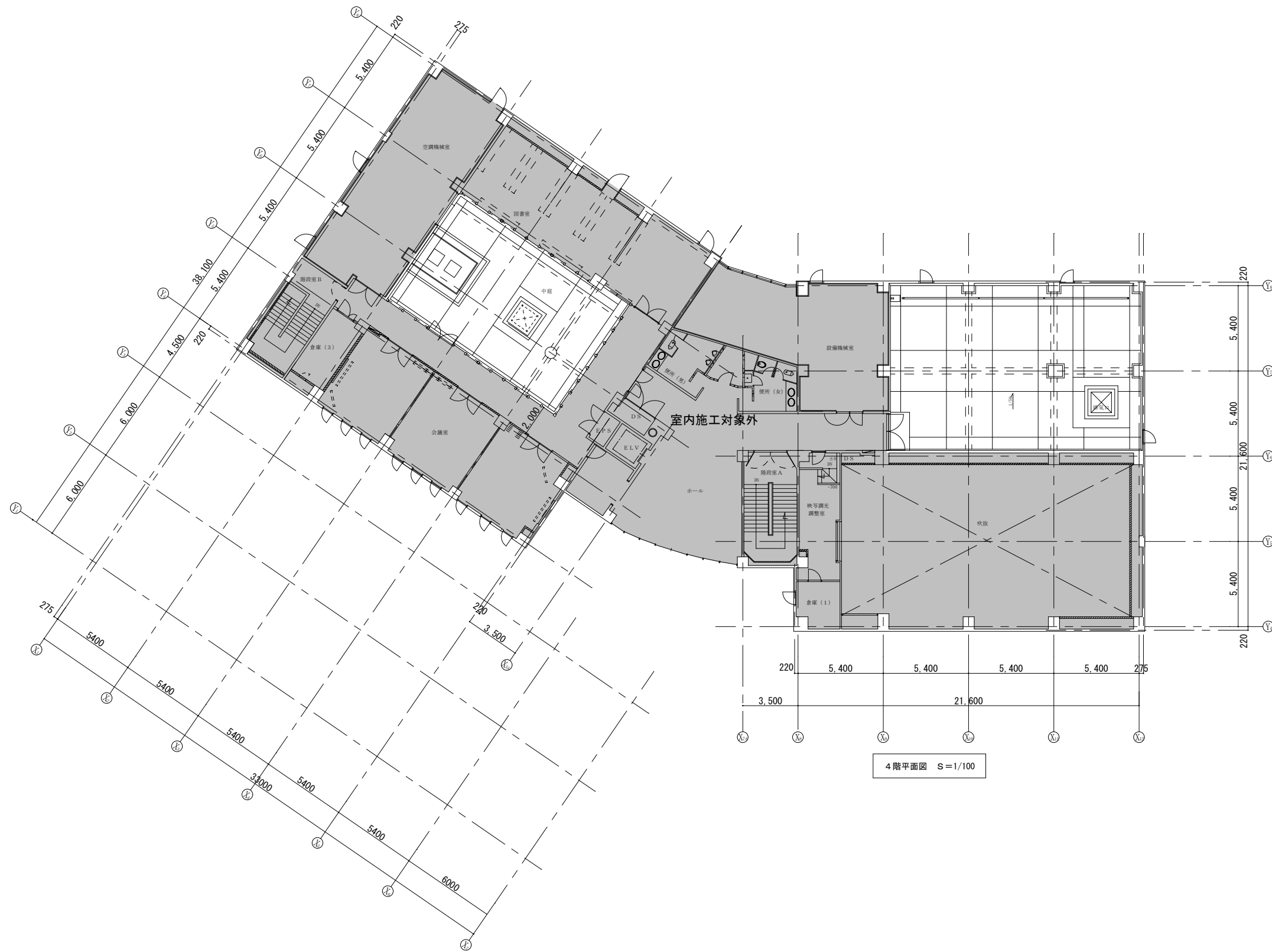


A-A' 断面図 S=1/15



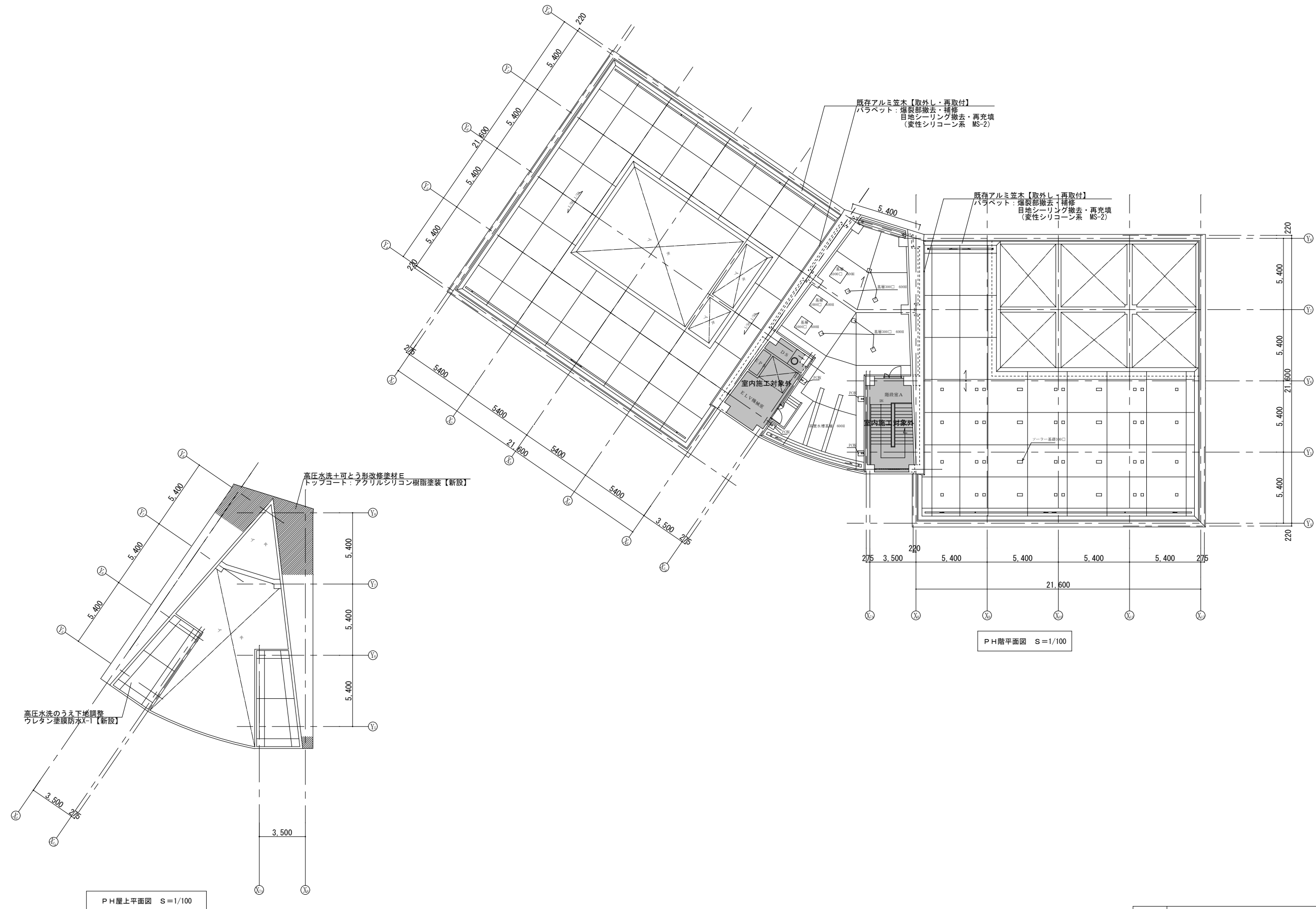
3階平面図 S=1/100

工事名	日野市生活・保健センター外壁改修工事				
図番	A-06	図名	3階平面図 (改修)	縮尺	1/100
作成	年月日	設計・監理	日野市総務部建築管理課		
訂正	年月日				



4階平面図 S=1/100

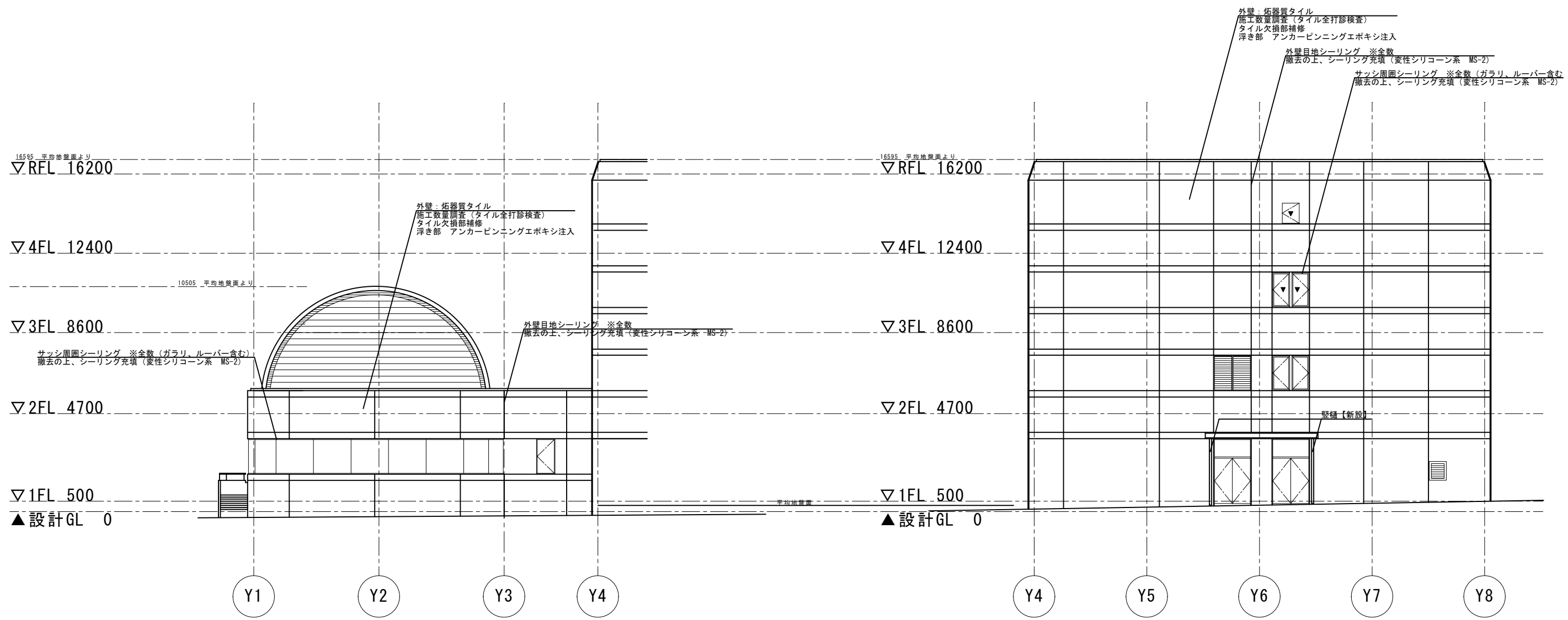
工事名	日野市生活・保健センター外壁改修工事				
図番	A-07	図名	4階平面図(改修)	縮尺	1/100
作成	年月日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課		
訂正	年月日				



PH階平面図 S=1/100

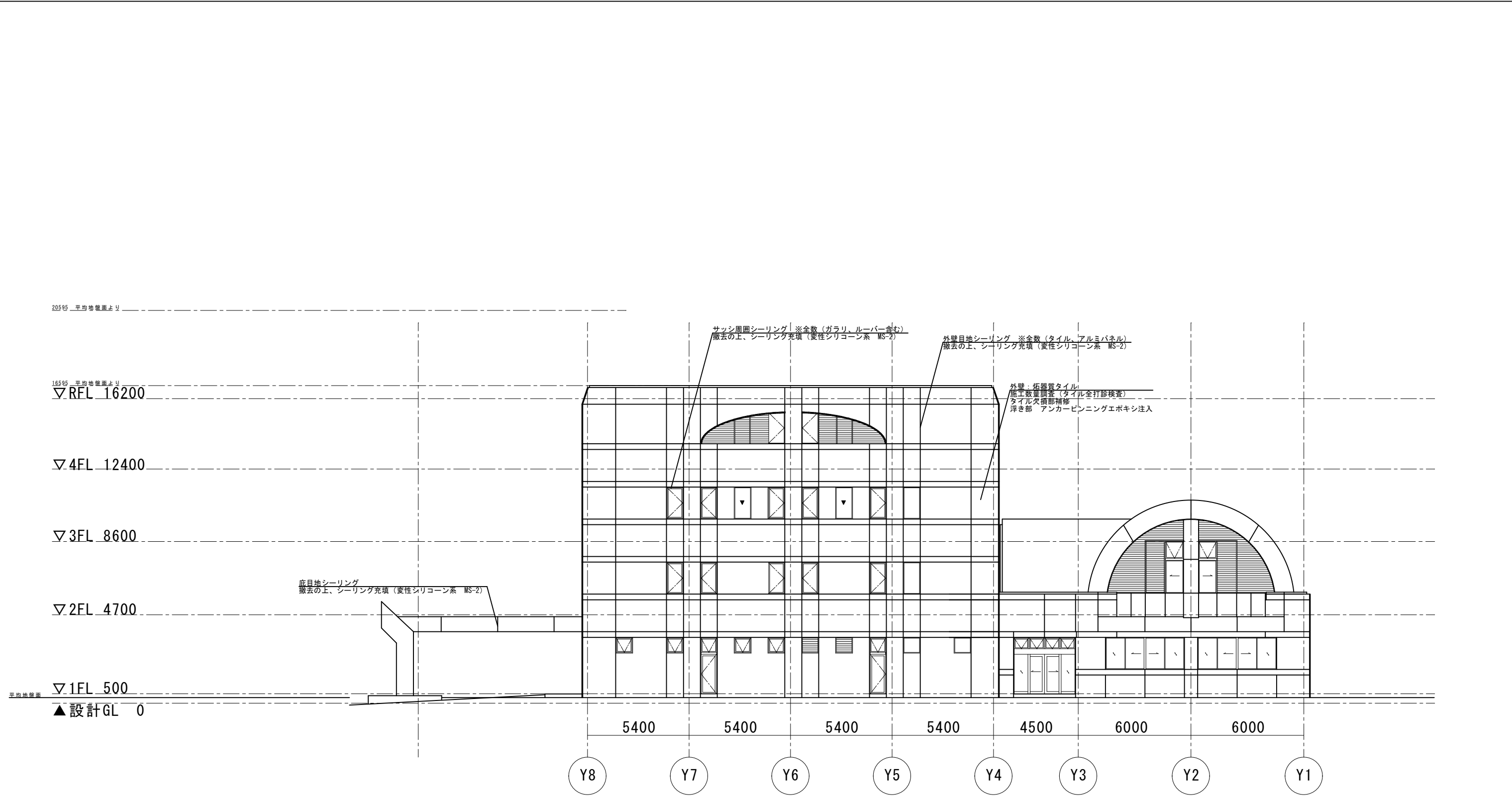
PH屋上平面図 S=1/100

工事名	日野市生活・保健センター外壁改修工事				
図番	A-08	図名	PH階平面図(改修)	縮尺	1/100
作成	年月日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課		
訂正	年月日				



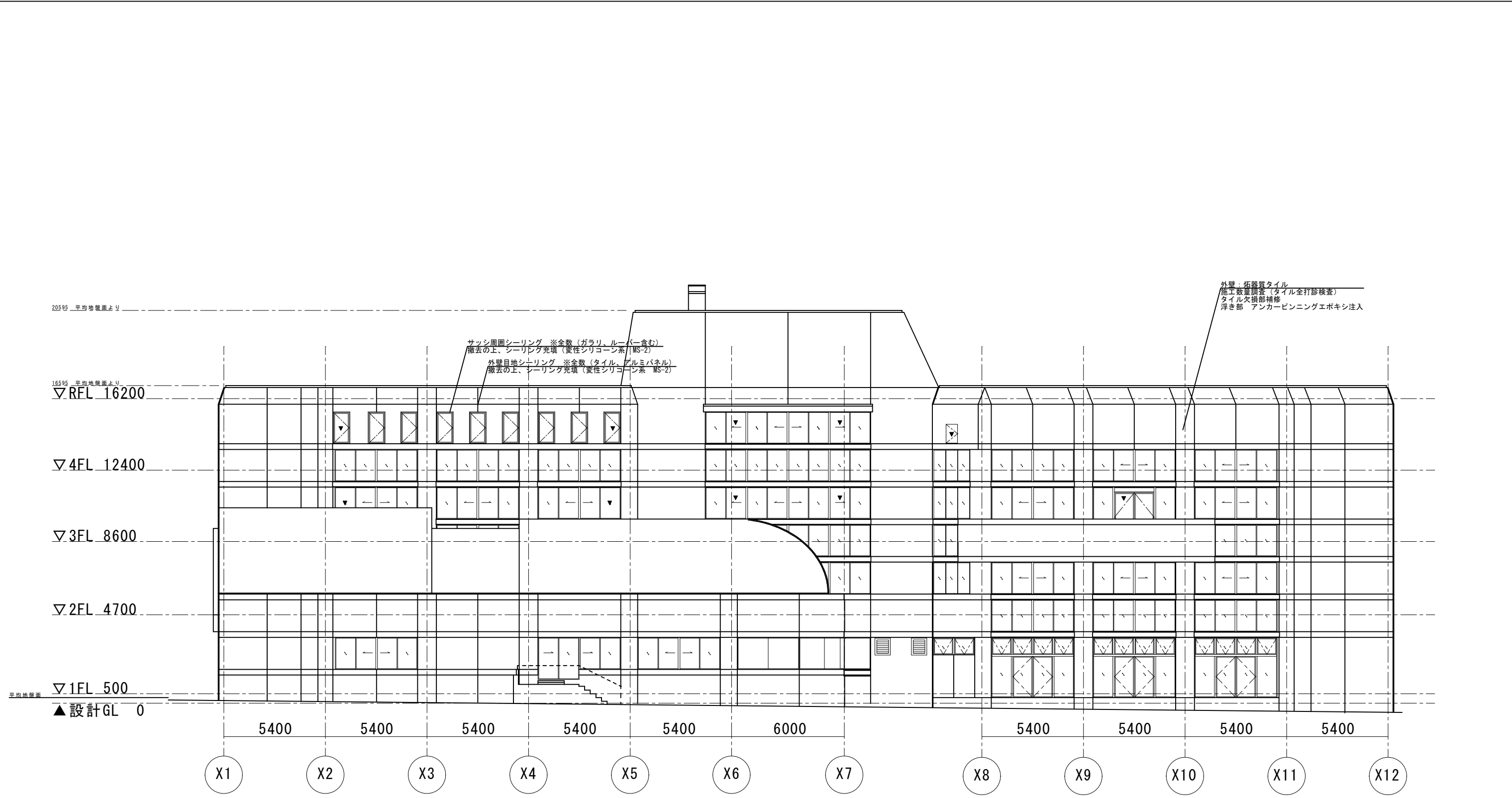
東側立面図 S=1/100

工事名	生活保健センター外壁改修工事				
図番	A-09	図名	東側立面図(改修)	縮尺	1/100
作成	年月日	設計・監理	日野市総務部建築営繕課		
訂正	年月日				



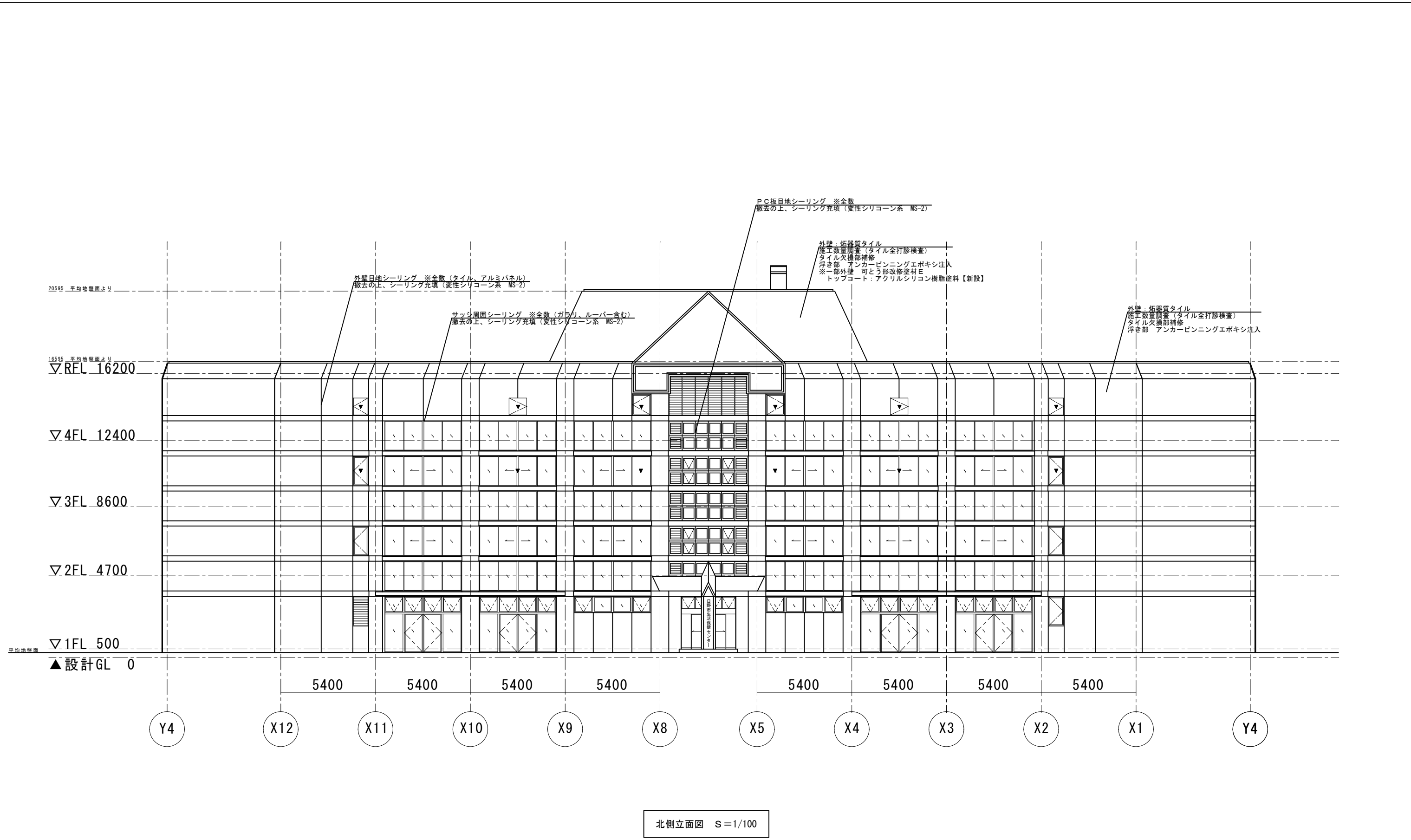
西側立面図 S=1/100

工事名	生活保健センター外壁改修工事				
図番	A-10	図名	西側立面図(改修)	縮尺	1/100
作成 年月日	設計・監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年月日					



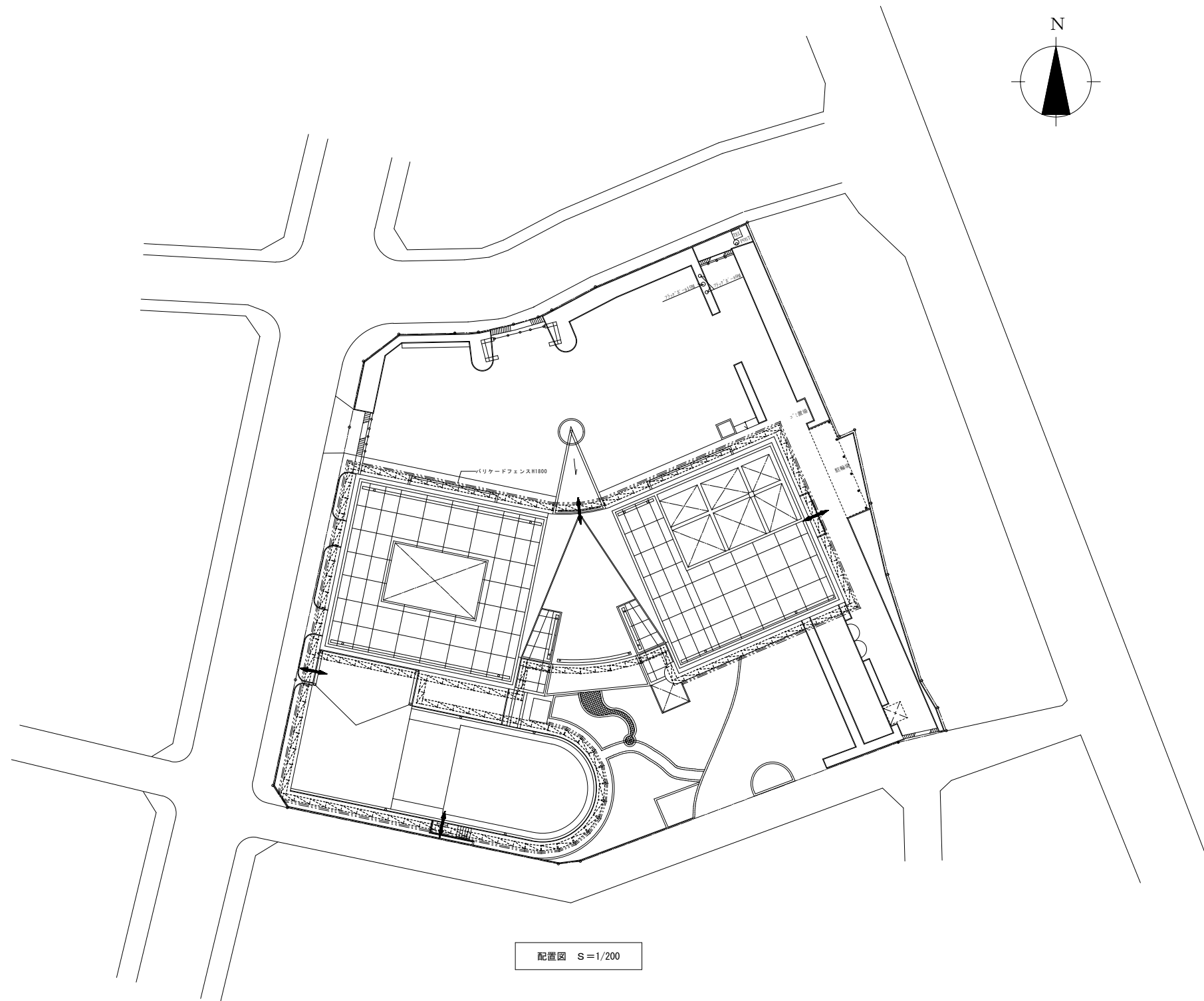
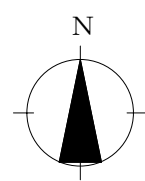
南側立面図 S=1/100

工事名	生活保健センター外壁改修工事				
図番	A-11	図名	南側立面図 (改修)	縮尺	1/100
作成 年月日	設計・監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年月日					



工事名	生活保健センター外壁改修工事				
図番	A-12	図名	北側立面図 (改修)	縮尺	1/100
作成 年月日	設計・監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年月日					

凡例	仕様	特記事項
	庇形状種別H=1,800	注)・本図は参考図であり、詳細は打合せならびに仮設計画図、工事工程を 基として決定すること。 ・構造部材の仕様を明示した場合は施工業者の責任において精査すること。 ・工事関係車両は近隣の有料駐車場を工事関係員のみと使用すること。 ・工事関係車両は近隣の有料駐車場を工事関係員のみと使用すること。 ・特記事項、H=1,800は必要に応じて確認のうえ変更すること。 ・必要であれば、所轄官庁の許可を工事着手前に完了しておくこと。 ・資材置場について、近隣の専用駐車場等で資材置場に影響がないスペース を確保し出すこととし、設置にあたっては監督員と協議の上、決定すること とする。
	庇形状種別任意 壁地幅=900 (手すり先行方式・メッシュシートを参照)	
	バリケードフェンス H=1,800	
	利用者動線 (通行に支障がないよう安全に仮設計画を立案すること)	



工事名	日野市生活・保健センター外壁改修工事		
図番	A-13	図名	仮設計画図(参考) 縮尺 1/200
作成 年月日	設計・監理 日野市総務部建築営繕課		
訂正 年月日			